

# 我が国周辺海域等を取り巻く情勢を踏まえた海洋の安全保障に係る海洋政策を検討するプロジェクトチーム (PT) の進め方 (案)

## 1. 本 PT の目的・趣旨

平成 30 年 5 月に第 3 期海洋基本計画が閣議決定されて以降、我が国の領海や排他的経済水域を含め我が国周辺海域を取り巻く情勢はより一層厳しさを増し、我が国の海洋権益はこれまでになく深刻な脅威・リスクにさらされている状況にある。

例えば、周辺海域への進出の動きを強めている中国は、2018 年 7 月にそれまで国務院の指揮を受けていた中国海警局 (海警) を中央軍事委員会の一元的な指導・指揮を受ける武警の隷下に編入し、海軍出身者を主要ポストに補職し、海軍の退役駆逐艦やフリゲートが海警に引き渡される等、組織・人事面や装備面等で軍と海警の連携を強化している。2021 年 2 月には、曖昧な適用海域や武器使用権限等、国際法との整合性の観点から問題がある規定を含んでいる中国海警法が施行された。尖閣諸島周辺海域における中国海警船の行動の活発化・大型化も続いている。また、中国が軍事拠点化を進めている南シナ海でも、中国軍の艦船や航空機が活動を活発化させており、特に南シナ海沿岸国や我が国のシーレーンへの影響が懸念されている。

加えて、我が国管轄海域内における外国海洋調査船による我が国の同意を得ない調査活動等のほか、日本海大和堆周辺水域における外国漁船による違法操業は引き続き継続しており、日本漁船の安全操業の確保が急務となっている。

本 PT では、このような我が国周辺海域等を取り巻く情勢の中で、海洋における秩序の維持や海上輸送等の安全の確保が不可欠であることに鑑み、「海洋の安全の確保」に焦点をあてた検討を行うこととする。なお、ここでいう「海洋の安全の確保」は、海洋基本法第 21 条において基本的施策の 1 つとして位置付けられているが、その施策は、第 3 期海洋基本計画において、「海洋の安全保障」に係る施策として整理されている。さらに、同計画は、我が国の海洋の安全保障上、念頭に置くべきものとして、次の 3 つの方向性を規定する。

- ア 我が国の領海等<sup>1</sup>における国益の確保
- イ 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保
- ウ 海洋利用の自由の確保のための国際的な海洋秩序の強化

この中から、我が国周辺海域等を取り巻く情勢を踏まえて検討すべきものとして、2 つの観点から検討課題を選定することとした。

1 つめの観点は、我が国周辺海域の安全の確保である。この観点は、上記の 3 つの方向性のうち「我が国の領海等における国益の確保」に包含されるものである。「我が国の領海等における国益の確保」は、海洋由来の自然災害への対応も含む広い概念であるが、中国の海洋進出等への対

<sup>1</sup> 領海等： 我が国内水・領海・接続水域・排他的経済水域・大陸棚

応にも関係する施策として、海上法執行能力の強化および海洋状況把握（MDA）の能力強化（海洋の安全保障に係るもの）を取り上げる。

2つめの観点は、海上物流の安定の確保である。この観点は、上記の3つの方向性のうち「我が国の重要なシーレーンの安定的な利用の確保」に包含されるものである。南シナ海への中国による海洋進出等の情勢を踏まえ、南シナ海が航行困難となった場合の代替シーレーンを我が国の重要なシーレーンと捉え、その安定的な利用の確保を検討課題として取り上げる。なお、シーレーンの安定的利用の確保のためには、シーレーン沿岸国が法とルールが支配する海洋秩序の普遍的価値を共有することが不可欠である。この課題を検討する際には、上記の3つの方向性のうち「海洋利用の自由の確保のための国際的な海洋秩序の強化」の視点にも留意することとする。

また、上記の課題を検討するにあたり、海洋政策全体にわたって関連する課題の中から、人材育成および経済安全保障の観点も踏まえて検討・議論することとする。

なお、本PTの検討に際して、関係府省庁等で本PTの趣旨と共通の検討が既に進められているものについては、その検討結果等を積極的に活用し、本PTでの検討を効果的に行えるように努めるとともに、次期海洋基本計画を見据えた今後の方針についても、併せて議論する。

## 2. 主な検討テーマ

中国による東シナ海や南シナ海における一方的な現状変更等に関する情勢のレビューを行った後に、これらの情勢の変化を踏まえて次のテーマを検討する。

- (1) 我が国周辺海域における安全の確保（海上法執行能力の強化、MDAの能力強化等）
- (2) 海上物流の安定の確保（南シナ海が航行困難となった場合の代替シーレーンの安定確保等）

## 3. 構成員

### (1) 参与

- ・ 杉本参与（主査）、ご関心のある参与

### (2) 有識者

検討テーマに応じた有識者数名の参加をお願いする（学識経験者、関係省庁OB等）

### (3) 関係府省庁

内閣官房、内閣府（総合海洋政策推進事務局）、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省等

## 4. 今後のスケジュール案

### (1) 第1回PT (令和3年10月想定)

- ・本PTの目的・趣旨、PTの進め方について
- ・中国による東シナ海や南シナ海における一方的な現状変更等に関する情勢のレビュー
- ・海洋状況把握(MDA)の能力強化

### (2) 第2回PT (同年11月想定)

- ・第1回PTの概要確認
- ・海上法執行能力の強化

### (3) 第3回PT (同年12月想定)

- ・第2回PTの概要確認
- ・海上物流の安定の確保(南シナ海が航行困難となった場合の代替シーレーンの安定確保等)
- ・中間とりまとめに向けた整理

### (4) 第4回PT (令和4年1月想定)

- ・第1回～第3回までの積み残しの整理
- ・PT報告書のとりまとめに向けた議論

### (5) 第5回PT (同年2月想定)

- ・PT報告書のとりまとめ

※PTでの議論等に応じて、開催回数の変更等にも柔軟に対応する。